FinCity Tokyo 主催
東京・サステナブル・ファイナンス・フォーラム（2022 年 10 月４日）
基調講演

「今後のサステナブルファイナンスの取組みについて」

金融庁長官　中島　淳一

１．はじめに

〇　みなさん、こんにちは。金融庁の中島です。

本日は東京サステナブル・ファイナンス・フォーラムの開催にあたり、講演の機会をいただき、主催者の東京国際金融機構・中曽会長はじめ関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

さて、脱炭素社会の実現など、世界が新たな社会・経済構造への転換に舵を切る中で、本フォーラムのテーマであります「サステナブルファイナンス」の重要性は一層高まっています。本日は、サステナブルファイナンスに関する国内の動向、そして金融庁の取組みについてお話しさせていただきます。

２．国内の動向

①　政府目標を含めた全体像

〇　まず、サステナブルファイナンスをめぐる国内の動向についてですが、日本政府は、一昨年 2020 年 10 月に、カーボン・ニュートラルを 2050 年に実現するという方針を打ち出しました。それ以降、昨年 10 月には地球温暖化対策計画およびエネルギー基本計画を改訂し、2030 年までに温室効果ガスを 46%削減するという中間目標や 2030 年のエネルギー構成の野心的な見通しを示しました。

〇　こうした国際公約の実現に向け、日本政府は、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、脱炭素に向けた経済、社会、産業構造変革、いわゆるグリーン・トランスフォーメーション、略してＧＸと呼んでおりますが、こ

れを加速していきます。具体的には、今後 10 年間において、ＧＸに官民合わせて 150 兆円の投資を行うこととしており、サステナブルファイナンスによる資金供給の促進にも注目が集まっています。

○　また、ＧＸやサステナブルファイナンスは、経済成長に貢献しながら、資本主義の強みを生かしつつ、持続可能な社会を実現していく取組みであり、岸田政権が掲げる「新しい資本主義」とも高い親和性があります。本年 6 月に政府が策定した「新しい資本主義のグランドデザインと実行計画」の中では、グリーン・ファイナンスの拡大に加え、トランジション・ファイナンス等の新たな金融手法を組み合わせ、内外のＥＳＧ資金を呼び込むこととしています。

３．金融庁の取り組み

○　こうしたなか、金融庁では、サステナブルファイナンスの推進について、様々な取組みを行っています。

○　具体的には、2020 年 12 月に設置した「サステナブルファイナンス有識者会議」による提言を踏まえ、３つの柱、すなわち、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮、に沿って取組みを進めています。

①　企業開示の充実

○　まず、１つ目の柱、企業開示の充実については、昨年６月にコーポレートガバナンス・コードを改訂し、東証プライム市場上場会社に対して、ＴＣＦＤまたはそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促しています。

○　また、本年６月に金融審議会ディスクロージャー・ワーキング・グループの報告書が取りまとめられました。サステナブルファイナンスの関係では、有価証券報告書に気候変動対応や人的資本等のサステナビリティ情報の記

載欄を新設することとしています。今後、年内を目途に関係府令の改正案をお示しし、早ければ来年 2023 年 3 月期より適用を開始することを目指しています。

○　また、人的資本については、「新しい資本主義」の下で人への投資を促す観点からも注目されており、国内で開示ルールを整備するとともに、国際的なルール形成においても、主導的な役割を果たしていきたいと考えています。

○　こうした取組みを通じて、日本の成長につながる開示制度を構築していくとともに、企業の開示と資金供給の好循環が形成され、サステナブルファイナンス市場の更なる発展につながることを期待しています。

②　市場機能の発揮

○　次に２つ目の柱、市場機能の発揮に関しては、金融庁の取組みを２つご紹介したいと思います。

○　まず、本年７月、日本取引所グループ（JPX）は、ESG に関する投資や資金調達を後押しするため、ESG 投資情報を集約・可視化する「情報プラットフォーム」を立ち上げました。まずは公募 ESG 債を対象に、発行額、利率といった基礎的情報や、発行企業の経営・ESG 戦略、外部評価取得状況を一元的に集約したものとなっており、今後の拡充も検討されています。

○　次に、ESG 投資が拡大する中で、企業や投資家からの利用が急速に広がっている ESG 評価機関について、評価手法の透明性や公平性、利益相反の防止などのガバナンスの確保が課題となっていました。そこで「ESG 評価・データ提供機関の行動規範」の案を本年７月に公表し、これについて ESG 評価機関等へ賛同を促すことで、ESG 評価の質の向上に貢献していきたいと思います。先月パブリックコメントを終了し、本年中の最終化、年度内での賛同状況公表を目指しています。

行動規範に賛同したESG評価・データ提供機関は行動規範を遵守するか、あるいはできない場合はその事情を説明する「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法により、実効性を担保します。本行動規範においては、評価の対象となる企業が全体として有機的に連携し、市場全体の改善・拡大につながるよう、評価機関に止まらず、評価やデータを利用する投資家やESG評価・データ提供に関して企業と投資家が果たすべき役割についても提言という形で記載していますので、皆様にもご参照いただければと思います。

○　こうした取組みを通じて、民間金融機関の方々の力も得ながら、東京をはじめとする日本の金融資本市場の更なる活性化に貢献したいと考えています。

③　金融機関の機能発揮

○　次に、３つ目の柱は金融機関の機能発揮です。世界で脱炭素化の動きが加速する中で、金融機関において企業の気候変動対応や新たな機会の創出など投融資先支援を進めていくことが重要です。

○　そのため、まず、本年７月に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を公表し、

・　顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する金融庁と金融機関との対話の着眼点、また、
・　金融機関による顧客企業の気候変動対応の支援の進め方

などをまとめました。

この点に関して、支援を進めるためには、金融機関が顧客企業と対話を積極的に行い、脱炭素の取組みを促していくべきではないかといった議論も国内外で活発になっています。

○　加えて、日本においては、ＧＸ実現のための移行、即ちトランジションについて活発な議論が行われています。電力・鉄鋼をはじめとする、いわゆる

多排出の事業者が一朝一夕にカーボン・ニュートラルへと移行することは困難です。

カーボン・ニュートラルを実現していくためには、高い日本の技術力を生かしていくとともに、多排出の事業者に対して、金融機関や投資家はただ単に資金を引き揚げるダイベストを行うのではなく、対話を通じて、脱炭素へ誘導を行っていく取組みに注目が集まっています。

○　そこで、金融庁としては、企業や金融機関による移行計画の策定と着実な実践に資するように検討会を設置して議論をしていきたいと考えています。

具体的には、

・　企業との間での脱炭素に向けた対話の促進や、対話を行う際の留意点、

・　特に地域金融機関向けに脱炭素に向けて取組を行う際の実践的な課題

といった点について検討をすすめ、企業と金融機関の対話を促進するためのガイダンスの策定に向けて検討を進めていきたいと考えています。

<u>④　気候変動以外の課題に対する取組み</u>

○　ここまではサステナビリティの中でも気候変動を中心に紹介をしてきましたが、次に、ESG でいうところの S、ソーシャルに関する取組みについてもご紹介したいと思います。

○　まず、足もとで拡大がみられるソーシャルボンドについて、本年７月に「ソーシャル・プロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例示文書」を公表しました。社会的な効果等について、指標を用いた適切な開示を促すことで、ソーシャルボンド市場の拡大の一助になることを期待しています。

○　また、投資収益の確保に止まらず社会的課題の解決を目指す「インパクト投資」の拡大についても取組みを進めていきたいと考えています。インパクト投資の残高については日本でも増加傾向にありますが、ほかの先進国に比べて投資規模が小さく、その更なる拡大が課題となっております。

具体的には、金融庁において本年10月頃より「インパクト投資に関する検討会」を立ち上げ、

・　投資収益と社会的効果の関係性に基づくインパクト投資の類型化や
・　対象事業の選定、社会的効果の計測、資金調達の際の開示といった投資や開示を進めるうえでの実務的指針

など、インパクト投資の拡大に向けた検討を進めることとしています。

４．結び

○　最後に、金融庁としては、これらの取組みにより、市場の健全な機能発揮を通じて、持続可能な社会と成長を支えていくための枠組みづくりを、今後とも推進していきたいと考えています。

○　本日、フォーラムにご出席の皆様が、持続可能な社会の形成に大きく貢献していくことを期待いたしまして、講演の結びとさせていただきます。

ありがとうございました。

（以　上）